

「人材育成」に関する取組について

総合政策局交通計画課

平成19年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が制定・施行され、平成20年度にはこの法律を活用し、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の様々な活性化事業に取り組む地域の法定協議会を支援する補助制度「地域公共交通活性化・再生総合事業」が新たに創設され、これまでに249の地域で活用されています。

地域公共交通の活性化・再生に関する支援策はこうした財政面によるもののほかに、研修・セミナー等を通じて行う人材育成事業及び市町村、事業者、住民等様々な関係主体に対する情報提供も重要な柱となっており、概要につきまして以下の通り紹介します。

運輸局主催の研修につきましては運輸局、運輸支局職員並びに自治体職員に対して主に日帰りで実施されています。セミナーは都道府県毎、または地方ブロックごとに実施されていて平成19年度の実績は全国39箇所、総参加者数は約3,800名でした。新たな法律が施行された直後の時期で、また、地域公共交通活性化・再生総合事業の創設が翌年度に控えていたこともあり、会場によっては立ち見が出たところもあり、高い関心を裏付けています。

運輸局主催の研修は平成20年度も引き続き全ての運輸局で実施されており、研修の内容は従来型の講義スタイルに併せて課題討議を行ったり現地視察を組み入れたり、カリキュラムも多様化してきています。

なお、研修については国土交通大学校柏研修センターが主催する企画事務(地域公共交通活性化)研修が年1回、柏研修センターにて開催されており、平成20年度には研修センターが地方運輸局等に出向いて実施するブロック研修も実施され、好評でした。

情報提供業務に関しては、地域公共交通の活性化・再生に関わる多くの方に活性化事例等の情報を提供するため、総合政策局交通計画課にて「地域公共交通活性化・再生への事例集」をとりまとめ、全国の様々な取組みをホームページにて紹介しています。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/jireiindex.html>

また、財団法人運輸政策研究機構において「公共交通支援情報センター」を開設し、各種支援業務を行っています。

http://www.jterc.or.jp/koukyou_shien/index.html

平成21年度もこれまでのノウハウを生かし、内容をさらに充実させて引き続き人材育成に取り組んでいく所存ですので、皆様もセミナーや研修に参加する機会がありましたら積極的に対応いただきたいと思います。

<参考>平成19年度のセミナー実績

全国39カ所にて開催。総参加者数約3,800名

	実施箇所	
1	北海道	札幌
2	東北	仙台
3		秋田
4	関東	水戸
5		宇都宮
6		前橋
7		さいたま
8		千葉
9		東京
10		横浜
11		甲府
12	北信	安曇野
13	中部	名古屋

	実施箇所	
14	中部	静岡
15		岐阜
16		津
17		福井
18	近畿	大阪
19		京都
20		奈良
21		滋賀
22		和歌山
23	中国	広島
24		鳥取
25		松江
26		岡山

	実施箇所	
27	中国	山口
28	四国	高松
29		徳島
30		高知
31		松山
32	九州	福岡
33		佐賀
34		長崎
35		熊本
36		大分
37		宮崎
38		鹿児島
39	沖縄	那覇